

(平成27年9月16日スタート)

一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例

この条例は、空き缶等の散乱及びポイ捨ての防止並びに適正な管理、処理を図ることにより、環境美化及び資源の有効活用を促進し、町・町民・事業者及び占有者等が一体となって取り組む事項を定めることで、快適な生活環境並びに町民生活の向上に資することを目的とするためのものです。

この条例の趣旨をご理解いただき、皆さまのご協力をお願いします。



●禁止事項

○空き缶等のごみのポイ捨て（一宮町全域）

一宮町空き缶等散乱及びポイ捨て防止に関する条例
第7条 何人も、ポイ捨てしてはならない。

注 意 ！

上記禁止事項に違反した者は、勧告・命令の後に2万円以下の過料が科せられることがあります。

※過料については平成27年9月16日から適用が開始されます。

なお、条例違反者へ勧告や命令や過料を科する場合は、必ず職員（一宮町職員であることを告げた後に、身分証明書を明示）が行います。

一人ひとりがマナーを守り、きれいで快適なまちをつくりましょう。